

特別法要に向けて

特別法要事務局 押小路蓮円

特別法要事務局が昨年九月に発足して以来、約一年が経過いたしました。その間、ご住職並びに檀信徒の皆様には多大なご協力を頂いておりますこと心より感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症は一時落ち着いたかのように感じましたが、第二波が押し寄せ、県内にも多数の患者が発生し、全く収束の見通しが立っておりません。いよいよ身近にその脅威が迫ってきたように感じます。新型コロナウイルスに対応するために、マスク、消毒、手洗いの徹底により自衛・自粛をして、なるべく早く従前の生活に戻れることを願うばかりです。

令和五年五月の特別法要は計画通り五月二十一日～二十八日までの八日間にはわたりお勤めいたし

ます。また、現在国宝を始めとする法宝物は三重県博物館（ミエム）に委託し、学芸員、教学院研究員両者立ち合いの元、法宝物の点検並びに確認を行っております。法要までの間にデータベータ化を行い適正な管理並びに活用を図っていきたいと考えています。

新宝物館の建設につきましては、設計士の変更により、計画に遅れが生じておりましたが、年内には基本設計が完了し、その後、施工業者を入札の上決定し建設に取り掛かる予定です。

現在、この新型コロナウイルス禍という、一年前には思いもかけない状況に陥っておりますが、これを克服していくこと、また高田派が八百年に亘り大切に伝えてきた伝灯を次の世代に安心できる形で渡すことが、私たちの使命であると思います。そのために一致協力してこの事業を力強く進めてゆきたいと思えます。

今後ともより一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

宗 達

宗 達 第一一四四号

法主殿来る令和二年九月二十二日讚佛会に御親教相成る

令和二年七月六日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 達 第一一四五号

法主殿来る令和二年十二月十六日午後一時より真宗高田派専修寺神戸別院報恩講に御親修御親教相成る

令和二年七月十日

法主鈴印

宗務総長 大僧都 増 田 修 誠

宗 告

宗 告 第一〇九三号

来る令和二年九月十九日より同二十五日まで讃佛会執行相成る

令和二年七月六日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

中僧都

増

藤

真

田

谷

置

修

知

和

誠

良

徳

宗 告 第一〇九四号

来る令和二年十月一日より同三日まで資堂講法会執行相成る

令和二年七月六日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

中僧都

増

藤

真

田

谷

置

修

知

和

誠

良

徳

宗 告 第一〇九五号

来る令和二年十一月三日より同四日まで納骨堂法会執行相成る

一、日 時 三日、四日

納骨堂 午前十時三十分

御影堂 午前十一時（洪鐘撞止）

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和二年七月六日

宗務総長

総 務

大 僧 都

中 僧 都

増

藤

田

置 谷

修

和 知

誠

徳 良

宗 告 第一〇九六号

来る令和二年十一月五日より同十日まで秋法会執行相成る

一、新加入法会 五日、六日、七日

一、参 勤 者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和二年七月六日

宗務総長

総 務

大 僧 都

中 僧 都

増

藤

田

置 谷

修

和 知

誠

徳 良

宗 告 第一〇九七号

お裏方来る令和三年一月二十七日午後一時三十分より真宗高田派専修寺神戸別院婦人会物故者追弔会に御親
示相成る

令和二年七月十日

宗務総長

大僧都

増田

修誠

総務

中僧都

藤谷

知良

総務

中僧都

真置

和徳

宗 告 第一〇九八号

宗告第一〇九一号 第九十四回佛教文化講座を令和二年八月一日のみの開催とする

令和二年七月二十七日

宗務総長

大僧都

増田

修誠

総務

中僧都

藤谷

知良

総務

中僧都

真置

和徳

任 免

令和二年五月三十一日

依請解其職	神戶別院責任役員	久世 宣昭
依請解其職	神戶別院責任役員	田中 明誠
依請解其職	神戶別院総代	久世 宣昭
依請解其職	神戶別院総代	田中 明誠
依請解其職	神戶別院総代	伊藤 仁
依請解其職	神戶別院理財財員	北川 健
依請解其職	神戶別院評議員	久世 宣昭
依請解其職	神戶別院評議員	田中 明誠
依請解其職	神戶別院評議員	北川 健
依請解其職	神戶別院評議員	岸原 正勝
依請解其職	神戶別院評議員	伊藤 仁
依請解其職	神戶別院評議員	澤田 弘子

令和二年六月一日
神戶別院責任役員を命ずる

正運寺住職 東雲 正乗

神戶別院総代を命ずる

常善寺住職 真鈴川暉明
正信寺住職 長松 常楽

神戶別院総代を委嘱する 神戶別院世話方

杉本 積夫

神戶別院理財財員を委嘱する 神戶別院世話方

馬路 孝文

神戶別院世話方

樋口 勝

神戶別院評議員を命ずる

常善寺住職

真鈴川暉明

光明寺住職

磐城 直嗣

神戶別院評議員を委嘱する

神戶別院世話方

馬路 孝文

神戶別院世話方

樋口 勝

神戶別院世話方

酒井 昭男

神戶別院世話方

南中 清

神戶別院婦人部

伊藤 幸子

令和二年六月二十一日

北海道別院総代を委嘱する

北海道別院

高田 正光

北海道別院責任役員を委嘱する

北海道別院

宮野 達司

依請解其職

北海道別院責任役員

谷川 善則

令和二年六月三十日

依請解其職 教学部教学課課長 録事

栗廻 隆興

令和二年七月一日

教学部教学課課長を命ずる

教学部教学課主任

山川 蓮生

宗議会事務を命ずる

庶務課

上田 隆順

依請解其職

宗議会事務

久野 俊彦

録事見習を命ずる

勝楽寺衆徒
養元寺衆徒

千賀 光真
高島 広法

教学部教学課勤務を命ずる

録事見習

高島 広法

令和二年七月十三日

教学総務付を命ずる

隨念寺住職

弓削 弘胤

組長交代

令和二年六月三十日

依請解其職

三重県第二十組組長

長松 昭見

令和二年七月一日

三重県第二十組組長を命ずる

誓覚寺住職

栗廻 隆興

住職拝命

令和二年七月二十七日

三重県四日市市尾平町

欣浄寺衆徒

長松 真見

補 欣浄寺住職

依請解其職

欣浄寺住職

長松 昭見

住職代務者

令和二年七月一日

三重県津市芸濃町

成覚寺住職 小松 大演

三重県津市芸濃町
補 本法寺住職代務者

副住職任命

令和二年七月二十日

三重県津市栗真小川町
任 善行寺副住職

善行寺衆徒 栗真 光暁

得度

令和二年七月二十七日

三重県津市栗真小川町

白峰院 妙美 院家一等 善行寺衆徒 草深ふじ美

三重県津市木造町

清光院 柚希 老分二等 蓮性寺衆徒 森下 柚希

三重県鈴鹿市徳居町

善導院 秀豊 大衆分 光善寺衆徒 杉本 豊

身分堂班

令和二年七月十三日

列 其身一代堂班 院家一等

院家首席二等、院家首席一等
准上座格三等

唯信寺衆徒 山中 久行

令和二年七月二十一日

列 其身一代堂班 院家首席二等 院家首席一等

准上座格三等

善行寺副住職 栗真 光暁

歡喜會說教

八・一四 晨朝

日中

權中僧都 鷲山 了悟

大僧都 增田 修誠

八・一五 晨朝

日中

律師 隆 妙灑

中僧都 藤谷 知良

八・一六 晨朝

日中

權少僧都 真置 信海

中僧都 真置 和德

八月御影堂常在說教（晨朝）

八・一

權大僧都 戸田 栄信

八・二

律師 隆 妙灑

八・三

權中僧都 藤田 正知

八・四

權中僧都 里榮 秀教

八・五

權中僧都 中村 宜成

八・六

少僧都 岡 知道

八・七

少僧都 青木 妙法

八・八

權中僧都 生桑 崇等

八・九

權少僧都 真置 信海

八・一〇

大律師 塩崎 慶脩

八・一一

大律師 北畠 大道

八・一二

權中僧都 田中 明誠

八・一三

律師 北畠 心淳

八・一七

少僧都 藤澤 真樹

八・一八

權中僧都 安藤 章仁

八・一九

律師 古芝 智泉

八・二〇

中僧都 戸田 惠信

八・二一

中僧都 青木 義成

八・二二

律師 田中 唯聰

八・二三

大律師 高島 光憲

八・二四

少僧都 上田 英典

八・二五

中僧都 佐藤 弘道

八・二六、二七

權大僧都 浦井 宗司

八・二八

權中僧都 田中 明誠

八・二九

律師 若林 妙百

八・三〇

大僧都 上田 隆順

八・三一

權中僧都 中村 宜成

八月御影堂常在說教

八・七

律師 隆 妙灑

八・八

中僧都 青木 義成

八・九

權少僧都 高藤 英光

八・一〇

權少僧都 高藤 英光

日中

速夜

高田慈光院 月例法会

七・一〇、一六、二六

八・一〇、二六

報徳園 月例法会

七・一五

権大僧都 浦井 宗司

権少僧都 高藤 英光

権少僧都 高藤 英光

敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。

令和二年

六・十四 三重県松阪市嬉野小村町

正福寺住職 高福 龍信

贈 権少僧都

六・二六 福井県福井市河内町

聖徳寺前坊守 土屋 希子

七・八 福井県福井市小丹生町

法性寺住職 如山 真亮

贈 中僧都

お詫びと訂正

宗報令和二年六月号（九百二十六号）

七頁「褒賞」

正 誤

林柔寺坊守 長 恵美子 壽林寺坊守 長 恵美子

謹んでお詫びし、訂正致します。



宗報第926号 36ページ、38ページに誤りがありましたので、次の通り訂正いたします。

(正)

議案第4号

令和2年度 特別法要歳入歳出予算

歳出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	元年度決算見込
1.宗教活動支出	50,900,000	9,550,000	<u>3,410,000</u>
:			
2.管理費	4,900,000	3,550,000	<u>2,410,000</u>
:			
6.繰越金	383,825,670	553,075,670	<u>577,551,152</u>
合計	718,725,670	600,675,670	<u>600,784,670</u>

(誤)

議案第4号

令和2年度 特別法要歳入歳出予算

歳出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	元年度決算見込
1.宗教活動支出	50,900,000	9,550,000	<u>3,666,746</u>
:			
2.管理費	490,000	3,550,000	<u>2,666,746</u>
:			
6.繰越金	383,825,670	553,075,670	<u>568,937,768</u>
合計	718,725,670	600,675,670	<u>592,428,032</u>

第二十八回

法話発表会

のお知らせ

九月三日に予定しておりました法話発表会は、
コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑
み、中止とさせて頂きます。

檀信徒研修会

のお知らせ

十月に予定しておりました檀信徒研修会は、コ
ロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、
状況改善まで延期とさせて頂きます。

第四十一回

住職補任研修会実施

のお知らせ

標記の件につきまして、住職・住職代務者・副
住職規程（宗規第十七号）により、住職補任研修
を受講することが、住職及び副住職補任申請の必
須条件です。

住職及び副住職を拜命予定の皆様は、早めに受
講いただきますようご案内いたします。

なお、教師資格を取得された方が対象となります。

研修予定日

令和二年

十月八日(木) 十二時頃～(泊)

九日(金) 〳十二時十五分頃、解散予定

研修内容

- ・ 真宗教義と高田派の歴史
- ・ 住職道、布教道
- ・ 宗教法人法
- ・ 寺院規則
- ・ 声明
- ・ 法式作法
- ・ 現状と課題

申込み方法

指定の申込書を令和二年九月三十日までに

本山宗務院教学課宛に郵送、

F A X (〇五九一―二三二―一四一四)

メール (kyo-gaku@senjuji.or.jp) にてお申し
込み下さい。

定員三十名になり次第受付終了といたします。

研修費用 一五,〇〇〇円

受講日の当日、受付へお持ち下さい。

詳細につきましては宗務院教学課までお問い合わせ下さい。

(☎〇五九―二三二―四一七二)

本山行事予定

(九月・十月)

十月八、九日

第四十一回

住職補任研修会

十月三十一日

教学院研究発表大会

下付金のお知らせ

平成二十六年分度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

(令和二年五月三十一日付)

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五カ年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意ください。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

真宗高田派共済会のご案内

● 全寺院対象の共済制度 ●

真宗高田派共済会運営規程による給付金制度

○災害見舞金制度

- ・ 本堂全焼及び全壊 100万円
- ・ 本堂半焼及び半壊 60万円
- ・ 庫裏全焼及び全壊 60万円

※災害を証明する書類等が必要です

○祝金制度

- ・ 本堂新築及び改築 60万円
 - ・ 本堂を除く境内建物の新築及び改築 10万円
- ※高田派代表役員の新築・改築承認書と工事契約書の写しが必要です。尚、工事費が壱千万円以上の場合となります。

○住職死亡の場合

在任期間により給付金が異なります

- ・ 住職在任 40年以上 50万円
- ・ 住職在任 30年以上40年未満 40万円
- ・ 住職在任 20年以上30年未満 30万円
- ・ 住職在任 10年以上20年未満 20万円
- ・ 住職在任 10年未満 10万円

○住職退職の場合

上記死亡の場合を適用する

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

〒514-0114

三重県津市一身田町2819番地

真宗高田派宗務院内

真宗高田派共済会

電話 059-232-4171

F A X 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋

令和二年八月二十日印刷
令和二年八月二十日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三二―四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇〇一五一九四番

印刷所 三重県津市一身田町七六五番地

相和印刷所
電話（〇五九）二三二―二〇七〇